

森吉山阿仁スキー場索道施設診断・計画提案支援業務委託 仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

本業務仕様書は、「森吉山阿仁スキー場索道施設診断・計画提案支援業務」（以下「本業務」という）に関して必要な事項を定めるものであり、本業務は業務仕様書に従い履行しなければならない。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的のために必要な資料及び書類、又は業務性質上必要と思われる事項については、発注者と協議の上、本業務受託者の責任において実施すること。

第 2 条 目的

「森吉山阿仁スキー場」は県立自然公園である森吉山の麓(北秋田市阿仁)に位置し、昭和 62 年に開業したスキー場であり、現在は、北秋田市が指定管理制度を活用し運営している。森吉山観光の中心的施設である一方で、供用から 35 年以上が経過したことによる索道設備や施設の老朽化等が顕著であり、機器の修繕や更新の費用、維持管理費など増加に対応する運営の検討が課題である。

本業務は、今後の「森吉山阿仁スキー場」の運営方針の検討材料として、老朽化した索道施設や電気設備、駅舎等の調査・診断を実施し、修繕や更新の検討に資するための整備計画を策定するものであり、また、経営状況についても調査・課題整理を行い、今後の阿仁スキー場の適正な運営計画についても提案することを目的とする。

第 3 条 業務の実施条件

- (1) 業務は、「北秋田市財務規則」に基づくほか契約書、契約事項及び本仕様書により行うものとする。
- (2) 業務の実施にあたり、関係法令、条例を遵守するものとする。
- (3) 受託者は、業務に必要な資料を北秋田市より借用する場合、所定の手続きを経て貸与されることができる。なお、業務が終了したときは、速やかに北秋田市に返却するものとする。また、貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表し、貸与し、または複製してはならない。
- (4) 本業務の目的及び意図を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、業務を正確に行わなければならない。
- (5) 業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに北秋田市と協議を行い、指示に従わなければならない。
- (6) 本業務に対して、外部有識者による助言等の発注者支援業務の別途発注を予定している。そのため本業務の実施にあたっては、外部有識者の指示、協議等に応じること。

第4条 業務実績および管理技術者

- (1) 受託者は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく普通索道及び特殊索道の建設について、元請での施工実績を有すること。
- (2) 受託者は、技術上の管理を行うのに必要な能力を有する管理技術者を定めなければならない。
- (3) 受託者は、管理技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (4) 管理技術者は、索道施設の建設、メンテナンス、リニューアルの業務経験を有す技術者を配置しなければならない。
- (5) 管理技術者は受託者の委任を受け、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、措置請求の受理・決定及び通知、契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく一切の権限を行使することとする。
ただし、受託者が管理技術者に委任する権限を制限する場合は、北秋田市に書面をもってその内容を報告しない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（上記により行使できないとされた権限を除く。）を有する者とされ、北秋田市は管理技術者に指示等を行えば足りるものとする。

第5条 業務計画書等の提出

- (1) 受託者は、北秋田市が指定した様式により、速やかに以下の書類を提出しなければならない。
 - 1) 着手時
 - (ア) 委託業務着手届
 - (イ) 業務計画書
 - (ウ) 管理技術者及び照査技術者届
 - (エ) 担当技術者一覧表
 - (オ) 協力事務所がある場合その事務所概要と担当技術者一覧表
 - (カ) 打合せ計画
 - (キ) その他、北秋田市が必要に応じて指定する書類
 - 2) 完了時
 - (ア) 業務完了届
 - (イ) 納品書
 - (ウ) その他、北秋田市が必要に応じて指定する書類
- (2) 受託者が北秋田市に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、北秋田市がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

- (3) (1) に定める書類の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、その都度、北秋田市に変更業務計画書等を提出しなければならない。
- (4) 北秋田市が指示した事項については、受託者は更に詳細な資料を提出しなければならない。

第6条 打合せ

- (1) 北秋田市及び関係官公署・事業所と打合せを行った場合は、速やかに議事録を作成し、その都度、北秋田市に文書で報告し相互に確認するものとする。
- (2) 用紙はA4版とし、完了時にまとめて製本したものを提出しなければならない。

第7条 守秘義務

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項、業務内容及びその成果について、北秋田市の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。
- (2) 成果品は全て北秋田市の所有とし、北秋田市の承認を得ずに他に貸与、公表、譲渡又は使用してはならない。

第8条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和7年3月31日とする。

第9条 検査

- (1) 業務が完了した時は、委託業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、北秋田市の検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了期限前であっても、北秋田市があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、確認を受けるものとする。

第10条 軽微な変更

業務の内容、成果品に関しての軽微な変更について、受託者は北秋田市の指示により作業を進めるものとする。

この場合、契約書の規程に関わらず、「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。

第11条 本業務への取組姿勢

- (1) 受託者は、「森吉山阿仁スキー場」が通年を通じた森吉山観光の重要な拠点施設として、また、市民に親しまれ、安心して利用できる市の財産であるということを深く認識し、本業務を実施すること。

- (2) 本業務を進めるにあたっては、企業の組織力により、全国レベルの情報・事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。

第 12 条 その他

本仕様書に記載のないものについて疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上決定するものとする。

第 2 章 業 務 内 容

第 13 条 業務項目

業務項目は次に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、北秋田市と協議するものとする。

(1) 設備診断関係

既存資料の調査や現地踏査により施設や機器の診断を実施し、現況の分析、今後の修繕や更新の見込み、耐用年数等について整理すること。対象施設については以下のとおり。

①索道施設の診断

- ・阿仁ゴンドラ（単線自動循環式普通索道）
- ・第 1 ロマンズリフト（単線固定循環式乙種特殊索道）
- ・第 2 ロマンズリフト（単線固定循環式乙種特殊索道）
- ・その他、上記施設に関連、付帯している施設および機器等

②索道施設の電気設備の診断

③山麓・山頂駅舎の構造物診断

- ・屋根、外壁部の腐食及び損傷の目視調査
- ・構造物の強度、耐久性調査（基礎部コンクリートコア採取圧縮強度試験等）
- ・ひび割れ深さ調査
- ・鉄筋腐食調査

(2) 整備計画の策定関係

設備の診断結果に基づき、大規模更新や施設維持管理等の整備方針、整備事業費の算出、スケジュールを検討し、整備計画を策定すること。

(3) 収支状況の把握、運営計画の策定関係

既存資料の調査やヒアリング等により運営状況を分析し、先述の診断結果や整備計画策定と合わせた、今後の施設運営の検討に資する運営計画を提案すること。

① 経営状況の把握と課題整理

これまでの事業収支や運営体制について整理し、課題を抽出する。

② 収支計画の検討

事業収支や課題の整理結果を踏まえ、今後の収支計画について検討を行う。

③ 運営計画の提案

施設の整備計画や、現状の課題、検討した収支計画等から、今後の運営方針や手法を検討し、運営計画の提案を行う。

(3) 打合せ協議

本業務期間中の現地打ち合わせや協議については以下を予定している。

業務着手時

中間打ち合わせ（現地3回、WEB等での月次 6月～3月）

成果納入時

計12回

第15条 成果品

受託者は、次の成果品を履行期限までに提出しなければならない。

(ア) 各設備診断報告書

(イ) 診断結果に基づく整備計画書

(ウ) 課題整理や収支計画に基づく運営計画書

(エ) 議事録等協議資料

(オ) 上記の電子データ

1式CD-ROM（Word形式、PDF形式）

(オ) その他北秋田市が必要と認める資料

(ア) から (エ) についてはA4サイズ 5部 提出すること。

(イ) については、中間報告として1部を令和6年10月末までに提出すること。

※翌年度の施設設備の修繕等予算要求資料としての使用を想定している。